

2. 都市公園の整備方針の検討

基本的な考え方

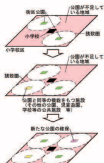
歩いていくことができる、街区公園、近隣公園等の都市公園の整備を図るとともに、公共施設や歴史文化資源等と一体となった市民に身近な公園・緑地の確保を図る。
また、災害時には、これらの公園・緑地を身近な避難場所として活用する。

(1) 八尾市における都市公園（住区基幹公園）の配置方針

八尾市では、都市公園（住区基幹公園）の配置基準にしたがい、1小学校区に4箇所の街区公園と1箇所の近隣公園、4小学校区に1箇所の地区公園が配置されるよう公園整備を進めてきたが、既存の密集市街地などにおいては、一定規模のまとまった用地を確保することが困難であるなどの理由から、公園が不足している地域が存在する。

そのため、配置基準を満たしていない地域においては、その他の公園や児童遊園、学校等の公共施設などを、公園と同等の機能をもつ施設として位置付け、公園が不足している地域を解消するよう努めてきた。

しかし、市内には、それでも公園が不足している地域が存在していることから、そのような地域については、次のような方策により公園の確保を図る。



〔参考〕都市公園（住区基幹公園）の配置基準

○配置

1小学校区に4箇所の街区公園と1箇所の近隣公園、4小学校区に1つの地区公園を配置する。

○数値基準

街区公園：1小学校区に対する街区公園の標準面積は1ha（0.25ha×4箇所）であり、標準人口を10,000人とすると、一人あたりに必要な街区公園面積は1㎡となる。

近隣公園：1小学校区に対する近隣公園の標準面積は2haであり、標準人口を10,000人とすると、一人あたりに必要な近隣公園面積は2㎡となる。

地区公園：4小学校区に対する地区公園の標準面積は4haであり、標準人口を40,000人とすると、一人あたりに必要な地区公園面積は1㎡となる。



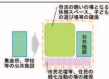
(2) 新たな都市公園の配置方針

① 都市公園の整備の推進

公園用地の確保等が可能な地域については、住区基幹公園の整備を推進し、公園が不足している地域の解消に努める。

② 公共施設との一体化

集会所や学校等の公共施設において、市民花壇等市民主体の緑化活動の場所や市民の憩いの場となる休憩スペース、子どもの遊び場となる場所などを確保し、一体的な活用を図ることにより、身近な公園・緑地を確保する。



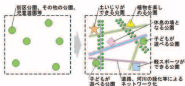
③ 歴史文化資源との一体化

社寺や古墳等の歴史文化資源において、市民花壇等市民主体の緑化活動の場所や子どもの遊び場となる場所を確保し、一体的な活用を図ることにより、身近な公園・緑地を確保する。



④ 小規模分散型オープンスペースのネットワーク化

既存の街区公園やその他の公園、児童遊園など、公園機能を持つ小規模オープンスペースを群として捉え、休憩、軽運動、遊び等、地域や市民の要望に沿った様々な利用の充実に努めるとともに、既存の道路、河川等を活用したネットワークルートの確保を図る。



(3) 防災の視点から見た配置の基本方針

①身近な避難地の確保

安全・安心の観点から、市街地や住宅地等において、災害時に市民の身近な避難地となる公園等が必要となるが、市内にはそのような公園等が不足している地域が存在する。

これについては、前項で述べた都市公園と同様に、公共施設等との一体化や、既存施設のネットワーク化等の方策により、身近な避難地の確保を図る。

②広域避難地の機能を有するオープンスペースの確保

災害時には、上述した身近な避難地に加え、地震発生時の火災等の延焼を遮断し、市民を大火から守るための大規模避難地が必要となる。

八尾市においては、4箇所のオープンスペース（府宮久宝寺緑地、忍野川沿水緑地、八尾空港周辺、曙川南中学校周辺）が広域避難地に指定されているが、久宝寺緑地の防災公園としての機能拡充を図るとともに、広域避難地の機能をもつオープンスペースを確保することで、防災機能の強化を図る。

しかし、既成市街地等において、まとまった規模のオープンスペースを確保することが困難である場合には、既存の公園緑地や学校等の公共施設群、耐震不燃化された公共施設住宅群等の活用により、広域避難地の機能を有するオープンスペースの確保を図る。

③広域避難地の機能を有するオープンスペース確保の考え方

住区基幹公園、緑化された公共施設、耐震不燃化された建築物群が集積しており、避難路となる幹線道路（整備計画があるものを含む）とのアクセスが確保されている地域を一体的に取り扱い、広域避難地としての機能を確保する。

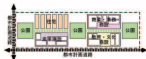
広域避難地の機能を有するオープンスペース確保の考え方①

新区公園、公共施設、小学校、生産緑地、耐震不燃化された集合住宅等がまとまって立地し、都市計画道路に隣接する地区



広域避難地の機能を有するオープンスペース確保の考え方②

住宅、商業・業務施設、教育・文化施設等の耐震不燃化された建築物が集積し、ネットワーク化された公園等とともに、まとまった規模のオープンスペースが確保されている地区



広域避難地の機能を有するオープンスペース確保の考え方③

公園、小・中学校、生産緑地、耐震不燃化された集合住宅及び集合住宅内のオープンスペース等がまとまって立地し、都市計画道路に隣接する地区

